

公印省略

5 疾病第 7 7 2 4 号
令和 6 年 1 月 5 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について
(その 2)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 7 月 2 8 日付 5 疾病第 3 7 6 6 号福岡県保健医療介護部長通知「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について」により、貴会会員に対し、改正感染症法に基づく医療措置協定の締結に向けた調査（新型コロナへの対応実績及び協定締結の意向）への協力について周知をお願いしたところです。

本調査に回答していない薬局が多数あることから、本調査の回答期限を下記まで延長させていただきますので、貴会会員に再度周知してくださるようお願いいたします（本調査に回答済みであっても、回答内容に変更があった場合等には再度回答していただければ、最新の回答を最終的な回答として取り扱います）。

また、本調査の回答により協定内容が確定するものではありませんが、回答を踏まえ、本県から各薬局に医療措置協定の締結に係る協議（メール）を実施する予定です。

なお、薬局における新興感染症発生・まん延時への備えに対する評価については、中央社会保険医療協議会において別添のとおり議論されていますことを申し添えます。

記

回答期限 令和 6 年 1 月 3 1 日（水）

福岡県 保健医療介護部

がん感染症疾病対策課 感染症企画係 長井

TEL 092-643-3596

Mail kansenshou-kyoutei02@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

5 疾病第 3 7 6 6 号

令和 5 年 7 月 2 8 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(がん感染症疾病対策課・薬務課)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）において、平時から、都道府県と薬局の間で、医療措置協定（医療提供体制の確保に関する協定）を締結する仕組みが法定化されました。

また、厚生労働省作成のガイドライン（感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン）において、都道府県が医療措置協定の協議及び締結作業を行うに当たっては、新型コロナの対応を念頭に、事前調査を実施するよう、調査項目等が示されたところです。

つきましては、医療措置協定の締結に向けて、新型コロナへの対応実績及び協定締結への意向について、下記の調査に御協力いただきますよう、貴会会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、本調査の回答により、協定内容が確定するものではないことを申し添えます。

記

- 1 調査内容 「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票」【薬局用】

※ 調査票内の留意事項を御確認の上、回答をお願いします。

- 2 回答期限 令和 5 年 8 月 1 7 日（木）

- 3 回答方法 ふくおか電子申請サービス

- 以下の URL 又は二次元コードから、入力をお願いします。

URL

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5dsrlWCv>

二次元コード



- 入力時間に制限（約 1 時間）がありますので、あらかじめ回答作成の上、時間内に入力をお願いします。（データの一時保存は可能）

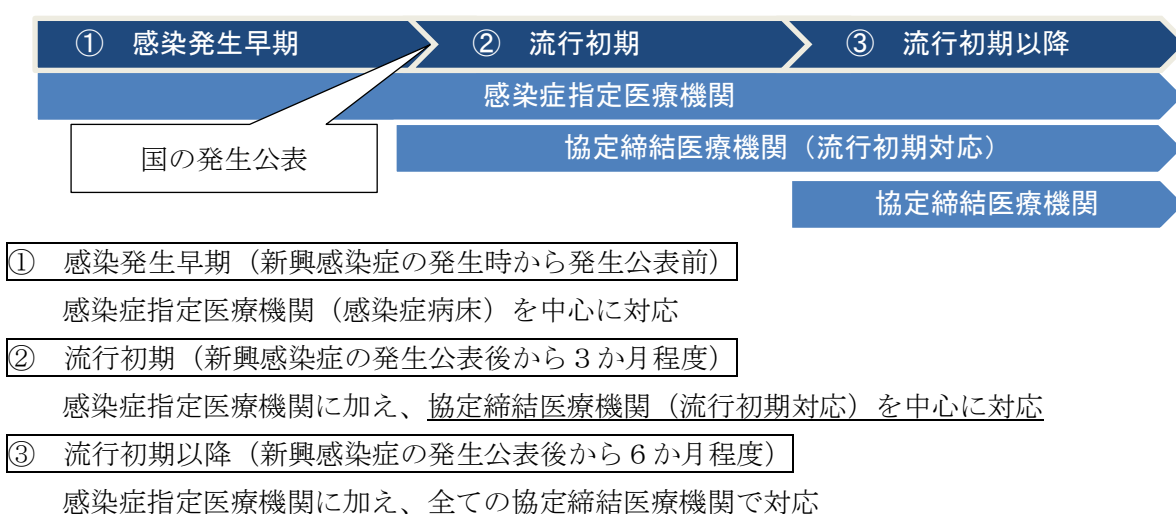
- 4 問合せ先 別紙のとおり（薬局の所在地別に設定）

5 備考

○ 基本的な考え方

- 医療措置協定においては、双方の合意をもって締結する予定です。具体的な進め方については今後、県感染症対策連携協議会や医療関係団体と協議を行いながら進めてまいります。なお、協定締結は、令和6年9月末までに完了を目指すこととしています。
- 想定する新興感染症は「感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症」を対象とし、各医療機関の機能や役割に応じて、対応時期（流行初期、流行初期以降）を分けて協定を締結する予定です。
- 新興感染症の発生時には、まずは感染症指定医療機関（感染症病床）を中心に対応し、対応により得られた知見等が、国から都道府県及び医療機関に周知され、協定を締結した医療機関の対応は、国（厚生労働大臣）による新興感染症の発生公表後となります。

＜新興感染症対応の医療機関（入院）のイメージ＞



- なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

○ 事前調査

- 調査票については、新型コロナ対応において、様々な変化（変異株）に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされておりますので、新型コロナへの対応実績を念頭に回答をお願いします。
- 「流行初期」については、新型コロナ発生の公表後約1年後の規模に前倒しで対応することを目指すこととされているため、2020年12月の実績値を参考として回答ください。
「流行初期以降」については、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされているため、2022年12月の実績値（最大値）を参考として回答ください。

【参考】 本県の新型コロナ対応実績

2020年12月時点 確保病床数 576 床（うち、重症者用 105 床）、発熱外来数 1,304 機関

2022年12月時点 確保病床数 2,024 床（うち、重症者用 217 床）、発熱外来数 2,081 機関
自宅療養者等への医療の提供（医療機関 1,000 機関、薬局 2,015 機関、
訪問看護事業所 47 機関）、後方支援医療機関 226 機関、人材派遣数 24 人

- 回答に当たっては、平時の医療提供体制（院内感染の発生がなく、人員や物資等が不足していない）が確保できている前提で回答をお願いします。

6 参考資料

- ・ 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン（令和 5 年 5 月 26 日厚生労働省作成）

URL

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

二次元コード



所在地	組織名	問合せ先
北九州市	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 感染症企画係	TEL : 092-643-3596
福岡市		Email :
久留米市		kansenshou- kyoutei02@pref.fukuoka.lg.jp
筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-513-5584
古賀市、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-939-1746
糸島市	糸島保健福祉事務所 保健衛生課	TEL : 092-322-5579
中間市、宗像市、福津市、 芦屋町、水巻町、岡垣町、 遠賀町	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0940-36-6098
直方市、飯塚市、宮若市、 嘉麻市、小竹町、鞍手町、 桂川町	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0948-21-4972
田川市、香春町、添田町、 糸田町、川崎町、大任町、 福智町、赤村	田川保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0947-42-9379
小郡市、うきは市、 朝倉市、筑前町、東峰村、 大刀洗町	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0946-22-9886
大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、 みやま市、大木町、広川町	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0944-72-2812
行橋市、豊前市、苅田町、 みやこ町、吉富町、 上毛町、築上町	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0930-23-3935

設問の条件設定に
ついての説明付き

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票（薬局）

回答期限 令和6年1月31日（水） ※ ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。

保険薬局コード：	1
薬局名：	2
管理者氏名：	3
担当者氏名：	4
所在地：	5
電話番号：	6
メールアドレス：	7
薬剤師会会員・非会員の区分：	会員／非会員 8

1 新型コロナ対応の実績確認

貴薬局における新型コロナ対応について、ご回答をお願いします。

○ 新型コロナ対応で、自宅療養者等への対応（電話・オンライン服薬指導、健康観察）を行ったことがありますか

有／無 9

2 感染症法の協定締結の意向

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定の締結に向けて、自宅療養者への医療の提供についてご回答をお願いします。

なお、新型コロナ対応において、様々な変化に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされておりますので、貴薬局における新型コロナ対応の実績（最大値の体制）に鑑み、ご回答をお願いします。

留意事項

【事前調査の概要】

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法において、平時から、都道府県と薬局の間で、医療提供体制の確保に関する協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。
- ・このため、今回、新型コロナ対応の実績確認及び協定締結の意向について、事前調査にご協力いただきますようお願いします。

【回答方法】

- ・今回の調査で、回答いただきたい項目は色付セルとなります。
- ・左記の調査票をご確認いただき、色付セルの項目について、ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。

※セルの右上の数字はふくおか電子申請サービスの設問番号と一致していますので、当該サービスに入力する際にご参照ください。

※当該サービスでは、回答した内容に応じて、回答を要する設問が表示されるよう条件設定をしています。条件設定がついている設問は、太枠黄色セル（各太枠の左上に説明付）で示していますのでご参照ください。

- ・ふくおか電子申請サービスは、入力時間に制限（1時間程度）がありますので、制限時間内に入力をお願いします。（データの一時保存可能）
- ・ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

【補足】

- ・本調査の回答により、協定内容が確定するものではありません。

1 新型コロナ対応の実績確認

【本県の実績（2022年12月時点）】

・自宅療養者への医療の提供
薬局：2,015機関

2 感染症法の協定締結の意向

【前提】

- ・想定する新興感染症は、左記のとおりです。
- ・なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降（発生公表後４～６ヶ月まで）に自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期以降】※１ （発生公表後４～６ヶ月まで）	【参考】新型コロナ実績 （2022年12月の対応有無）	【流行初期以降】※１ （発生公表後４～６ヶ月まで） 対応（複数選択可）	【参考】新型コロナ実績 いずれかの対応実績がある場合は、そ の項目を選択
自宅療養者等への医療の提供の対応	可（最大　人/日）/否 ¹⁰ 【人数は可能であれば入力】	有／無 ¹¹	電話/オンライン ¹² /健康観察	電話/オンライン ¹³ /健康観察
高齢者施設（※２）の対応可否	可/否 ¹⁴	有／無 ¹⁵	設問番号10の回答が 「可」の場合、ご回答 ください。	設問番号11の回答が 「有」の場合、ご回答 ください。
障がい者施設の対応可否	可/否 ¹⁶	有／無 ¹⁷		
普段から薬局にかかっている患者 （かかりつけ患者）以外の対応可否	可/否 ¹⁸	有／無 ¹⁹		

調査項目は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

自宅療養者等への医療の提供

※１「流行初期以降」

- ・流行初期以降（発生公表後４～６ヶ月まで）の対応可否について、新型コロナ対応で確保した最大値の体制（2022年12月）の実績を参考に回答ください。

※２「高齢者施設」

- ・高齢者施設は、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定しています。